スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、

- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 (<u>生産方式革新実施計画</u>)
- ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画 (開発供給実施計画)
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣(基本方針の策定・公表)

【法第6条】

(生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等)

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う 農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 (生產方式革新実施計画)_[法第7条~第12条]

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入 をセットで相当規模※1で行い、農業の生産性を相当程度向上さ せる事業活動 ※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等 (農業者又はその組織する団体)

スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式 革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認等)など

②スマート農業技術等の開発 及びその成果の普及に関する計画 (開発供給実施計画) 【法第13条~第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等 ※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又** はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者 (農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化 (ドローン等の飛行許可・承認) など

スマート農業技術活用促進協議会(仮称)の背景①

- スマート農業技術活用促進法では、生産方式革新事業活動と開発供給事業の互いの関係者の連携・協力の促進を図ること(第3条第3項)、各事業の促進に資するよう情報の収集・整理・提供や法に基づく措置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あっせんその他の援助を行うこと(第20条第1項及び第2項)が規定されている。
- これを受け、本法に基づき農林水産大臣が策定する基本方針(案)において、生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する事項として、農研機構や各事業の関係者等から構成される協議会(スマート農業技術活用促進協議会(仮称))の設置を記載。

<スマート農業促進協議会(仮称)に関する規定等>

農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

第一章

第三条

3 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に当たっては、生産方式革新事業活動の実施を通じて得られた知見が開発供給事業に、又は開発供給事業の実施を通じて得られた成果が生産方式革新事業活動に有効に活用されるよう、生産方式革新事業活動を行う農業者等又は開発供給事業を行う者相互間の連携及び協力の促進が図られなければならない。

第四章

- 第二十条 <u>国は、生産方式革新事業活動又は開発供給事業の促進に資するよう、これらに関する情報の収集、整理及び提供を行う</u>も のとする。
- 2 <u>国は、</u>認定生産方式革新事業者又は認定開発供給事業者に対し、この法律に特別の定めがあるもののほか、<u>この法律に基づく措</u> 置の円滑な実施のために必要な指導、助言、あっせんその他の援助(第四項において「指導等」という。)<u>を行う</u>ものとする。

生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針(案)

第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する事項 (略)

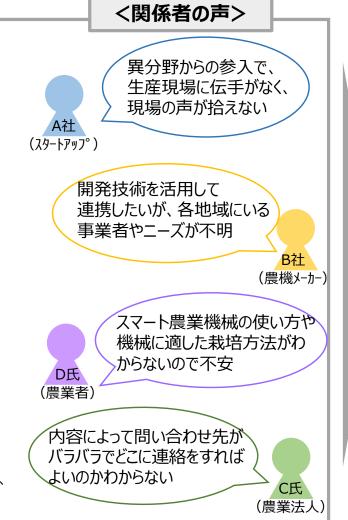
特に、国は、こうした取組を効果的かつ継続的に行う観点から、研究機構、法第8条第3項に規定する認定生産方式革新事業者、生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等、促進措置を実施しようとするスマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、法第14条第1項に規定する認定開発供給事業者、開発供給事業を行おうとする者、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)(これらの試験研究機関や都道府県の普及指導センターその他の農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条に規定する普及指導員を配置している機関を含む。以下同じ。)、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

スマート農業技術活用促進協議会(仮称)の背景②

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換の現場導入の加速化と開発速度の引き上げを図る必要がある一方、伝手がないことによる関係者間の連携不足、各事業者や農業者等による情報の収集・発信の限界、スマート農業技術の導入に対する不安等の課題がある。
- このため、研究開発から現場実装までの様々な関係者が参画する協議会において、関係者とのマッチング支援、 情報の収集・発信・共有、スマート農業技術の指導・習得のサポート等を行い、これらの課題を解決を図る。

<現状・課題>

- 開発者と生産現場、生産現場とサービス事業者、開発者と供給(製造)者等の関係者間の連携が不可欠であるが、伝手がない場合も多く連携が思うように進んでいない。
- 各事業者や農業者等が自ら情報の収集や発信を行うには限界があるとともに、必要な情報が迅速に共有されないことにより、新技術の現場実装が進まない。
- スマート農業技術を活用したことのない農業者にとって、技術的な初期ハードルが高く導入を躊躇している。
- 制度や支援事業などの問い合わせやスマート 農業関連についての意見・要望、技術的な相 談等をする際に、案件によって窓口が異なっ ていたり、明確な窓口がなかったりするため、 農業者等にとって負担が大きい。



<協議会に求められる機能>

■マッチング支援

■情報の収集・発信・共有

■スマート農業技術等の 指導・習得サポート

■相談等の窓口の一元化

スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

【令和7年度予算概算要求額 150(一)百万円】

<対策のポイント>

スマート農業技術の**開発及び普及の好循環の形成を推進**していくため、農業者、農業支援サービス事業者、スマート農業技術の開発を行う事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学等が参加する**スマート農業技術の活用促進に向けた協議会**を設置し、同協議会が実施するマッチング支援、情報の収集・発信・共有、技術指導の研修等の活動を**支援**します。

また、スマート農業技術に係る国内外の研究開発や実用化の動向等を調査し、協議会の活動促進に貢献します。

<政策目標>

スマート農業技術の活用割合を50%に向上 [令和12年度まで]

く事業の内容>

1. スマート農業技術の活用促進に向けた協議会の設置・運営

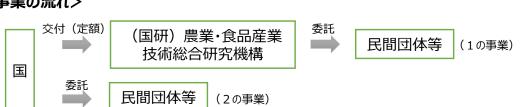
生産現場のニーズに対応した技術開発や開発された技術の効果を最大限 発揮させる生産方式の導入等による開発及び普及の好循環を図るため、協 議会が行う、

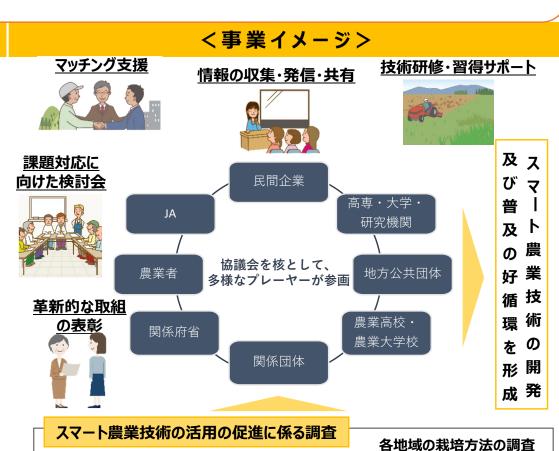
- ① 生産側と開発側双方の多様なプレーヤー同士のマッチング
- ② 生産現場の課題やスマート農業技術等の情報の収集・発信・共有
- ③ スマート農業技術の習得に向けた実践的な研修の実施や指導者の派遣
- ④ 業界横断的な課題に対応するためのスマート農業に関する検討会
- ⑤ スマート農業技術の開発や普及に係る**革新的な取組への表彰・発表** 等の活動を**支援**します。

2. スマート農業技術の活用促進に係る調査

スマート農業技術に係る**国内外の研究開発・実用化の動向把握や優良** 事例の分析、標準化に向けた各地域の栽培方法の調査等を実施し、協議 会の活動促進に貢献します。

<事業の流れ>





優良事例の分析

研究開発・実用化の動向把握